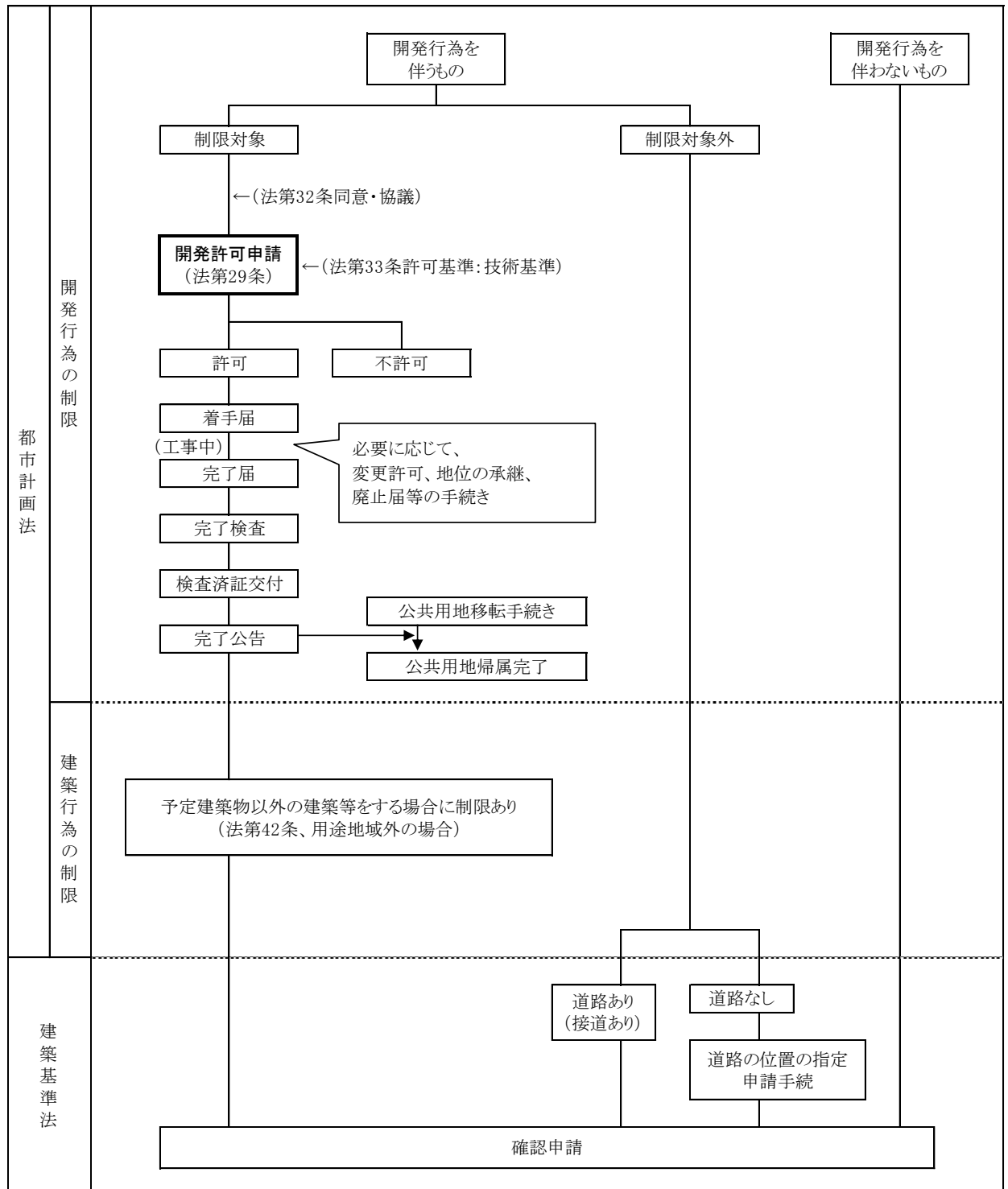


第三編 諸手続要領編

I 開発許可等から建築確認までの流れ

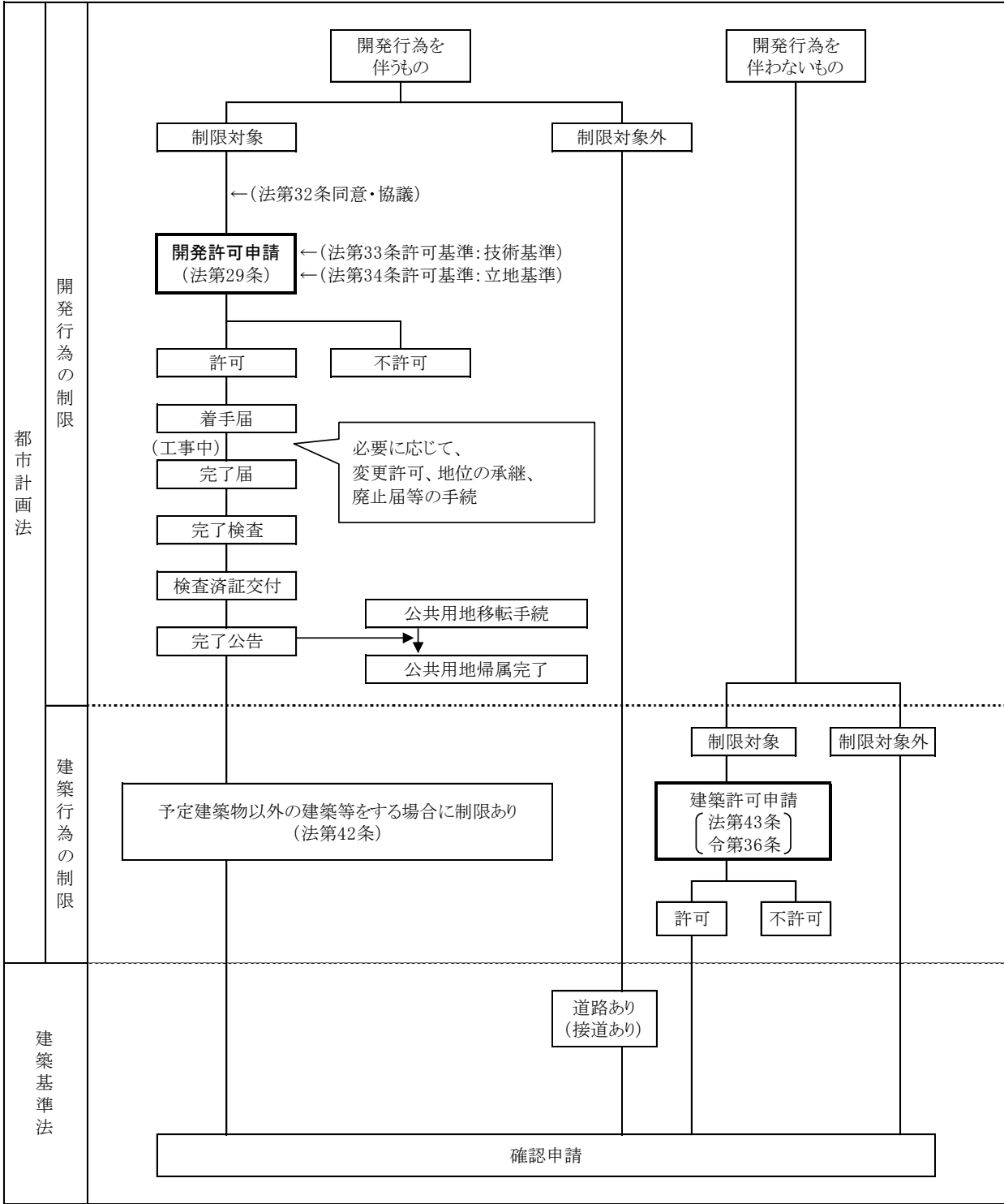
(1) 市街化区域、非線引都市計画区域、都市計画区域外の場合



※ 法第34条の2及び第42条第2項による協議手続は、この流れに準じる。

※ 開発許可等が不要な場合でも、都市計画法施行規則第60条第1項の証明が必要となる場合があります。(P1-71参照。)

(2) 市街化調整区域の場合



※ 法第34条の2、第42条第2項及び第43条第3項による協議手続は、この流れに準じる。
※ 開発許可等が不要な場合でも、都市計画法施行規則第60条第1項の証明が必要となる場合があります。(P1-71参照。)

Ⅱ 設計図凡例

設計図の作成に当たって使用する凡例については、手続の迅速化、合理化を図るため統一するものです。
原則として当設計図凡例によって作成してください。

名 称		記 号
開発区域境界線		-----○-----
工 区 境 界		↑ ↓ 第 1 工 区 第 2 工 区
街 区 番 号		
宅 地 番 号		
公 共 公 益 用 地		
造 成 計 画 高		
敷 地 面 積		
B		
M		
位		
置		
高		
さ		
道路番号及び巾員		
勾 配 延 長		i = 3.0% l = 30.00
変 化 点		
管 番 号		
管 径		
勾 配		
管 延 長		
流 水 方 向		→
雨 水 管 渠		
汚 水 管 渠		
合 流 管 渠		
既 設 管 渠		
横 断 暗 渠		
暗 渠	円 形	⊙ 内 径
	馬 蹄 形	⊖ 巾×高さ
	矩 形	□ 巾×高さ
	卵 形	▽ 呼 び 名
開 渠	U形側溝及び寸法	U-○○
	L形側溝及び寸法	L-○○
	Lu形側溝及び寸法	LU-○○
	グレーチング側溝	巾×高
	そ の 他 開 渠	▽/ 巾×高さ

名 称	記 号
雨 水 角 形 人 孔	
汚 水 角 形 人 孔	
河 川	
法 面	
間知ブロック積擁壁	
重 力 式 擁 壁	
R C 擁 壁	
給 水 管	
制 水 弁	
消 防 水 利 施 設	消火栓 防火水槽は実在 F の形にする ⓕ
階 段	
ガ ー ド レ ー ル	
ガ ー ド フ ェ ン ス	
落 石 防 護 柵	
車 止 め	可動式又は固定式
樹 木	
緩 衝 帯	

Ⅲ 開発許可申請関係図書の作成

1 申請図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を經由）
県用、市町村用、申請者用の3部を、市町村の窓口へ提出
 - ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市に提出する場合
市用、申請者用の2部を、市に提出
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請図書の作成要領については、「2 開発許可申請（1）開発許可申請図書一覧表」（P3-5）及び「（2）開発許可申請図書作成要領」（P3-6～）を参照してください。
- (4) 申請図書の製本は、各申請図書一覧表の番号順に整理し、その目録を作成し、申請書の次に添付してください。
- (5) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (6) 設計図面は、「Ⅱ 設計図凡例」（P3-3）により作成してください。
- (7) 設計図面は、作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (8) 法第34条第14号に該当する場合は、次のとおり整理してください。
 - ① 原則として、開発審査会開催日の1ヶ月前までに、申請の内容が法第33条及び法第34条（開発審査会案件運用基準）に適合していることが確認できている（審査完了している）必要があります。
 - ② 開発審査会に付議するため、別途開発審査会資料を提出してください。（「第四編 各行政庁編 開発審査会資料作成要領」を参照）
- (9) 法第34条の2の開発協議図書は、開発許可申請図書に準じます。

申請書様式ダウンロードサイト

岡山県建築指導課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/69/> → 「開発指導班（都市計画法開発許可等）」から

岡山市開発指導課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/12-1-3-0-0_20.html

倉敷市開発指導課ホームページ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kaishido/>

玉野市都市計画課ホームページ

<https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/20/1866.html>

笠岡市都市計画課ホームページ

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/28/32106.html>

2 開発許可申請（則第16条、第17条、県・市規則）

(1) 開発許可申請図書一覧表

番号		申請図書		番号		申請図書
1 開 発 許 可 申 請 書 等 関 係 書 類	(1)	開発行為許可申請書	★	2 設 計 図 書 等 関 係 書 類	(1)	開発区域位置図
	(2)	目録			(2)	開発区域区域図
	(3)	委任状			(3)	現況図
	(4)	盛土規制法の手続の可否の判定フロー	★		(4)	土地利用計画図
	(5)	※2 資金計画書	★		(5)	開発面積求積図
	(6)	※2 申請者の資力及び信用に関する申告書	★		(6)	造成計画平面図
	(7)	※2 暴力団等に該当しない旨の誓約書	★		(7)	造成計画縦横断面図
	(8)	※2 工事施行者の能力に関する申告書	★		(8)	排水施設計画平面図
	(9)	※4 設計者の資格に関する申告書	★		(9)	※3 給水施設計画平面図
	(10)	※5 法第34条各号該当証明書類等			(10)	※4 排水施設縦断面図
	(11)	※3 設計説明書	★		(11)	※3 道路縦横断面図
	(12)	従前の公共施設一覧表	★		(12)	がけの断面図
	(13)	新設する公共施設一覧表	★		(13)	擁壁の断面図
	(14)	付替えに係る公共施設一覧表	★		(14)	排水施設構造図
	(15)	公共施設の管理者の同意書			(15)	※3 道路構造図
	(16)	公共施設の管理者との協議書			(16)	工作物の構造図
	(17)	開発区域内の権利者の一覧表	★		(17)	擁壁の構造計算書
	(18)	開発行為施行等の同意書	★		(18)	排水の流量計算書及び流量計算表
	(19)	開発区域内の土地の登記事項証明書			(19)	予定建築物の平面図
	(20)	開発区域内の土地の地図証明書		3 その他	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	
4 みなし 許可関係 書類※1	※6 設計者の資格に関する申告書 （盛土規制法用）	★	4 みなし 許可関係 書類※1	※7 丈量図		
	盛土・切土等に関する工事の概要書	★		盛土規制法の技術基準を確認するための図書		
	※8 工事工程表					

(注1)

※1 盛土規制法の許可を要する規模の場合、必要です。

※2 盛土規制法の許可を要する規模、1ha以上の自己の業務用、又はその他の開発行為は必要です。
協議に係る開発行為は不要です。

※3 自己の居住用の開発行為は不要です。

※4 1ha未満の開発行為は不要です。

※5 市街化調整区域の場合のみ必要です。

※6 「高さが5mを超える擁壁の設置」、又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水し施設の設置」がある場合必要です。

※7 開発面積求積図と併せて作成してもかまいません。

※8 盛土規制法に基づく定期の報告を要する規模の場合、必要です。

★ 指定用紙を使用してください。

(注2)

この一覧表を目録として利用する場合、申請書に添付する書類の番号を○印で囲んでください。

(2) 開発許可申請図書作成要領

番号	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1 開 発 許 可 申 請 書 等 関 係 書 類	(1) 開発行為許可申請書	- 提出先（県又は市）の指定用紙の（注）欄を参照し作成 - 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部（計3部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部（計2部） 1 欄の開発区域に含まれる地域の名称は、登記事項証明書に記載のとおり、字名まで詳細に記入 2 欄の開発区域の面積は、実測面積を小数以下2位まで記入 - 申請者の氏名及び住所を確認する資料として、個人申請の場合は住民票、法人申請の場合は法人登記の全部事項証明書を添付 - 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本（市町村用）を市町村の数に応じて追加
	(2) 目録	開発許可申請図書一覧表を添付
	(3) 委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
	(4) 盛土規制法の手続の要否の判定フロー	- 提出先（県又は市）の指定用紙（P3-17 参照） - 該当する「→」を朱書き
	(5) 資金計画書	- 指定用紙の（注）欄を参照のうえ、必要事項を記入 - 自己資金については残高証明書を、借入金については融資証明書を添付（発行から3ヶ月以内のもの） - 整地工事費は、伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定した金額 - 道路工事費は、路盤工、道路側溝、上置砂利、舗装等について算定した金額 - 排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地の排水溝並びに雨水貯留施設の工事費等について算定し、終末処理施設については別途に計上した金額 - 公園施設工事費は、公園内の植樹等の整備について算定した金額 - 附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等、工事に関連して必要な費用について算定した金額
	(6) 申請者の資力及び信用に関する申告書	指定用紙の（注）欄を参照
	(7) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	指定用紙に従い必要事項を記入
	(8) 工事施行者の能力に関する申告書	指定用紙の（注）欄を参照
	(9) 設計者の資格に関する申告書	指定用紙の（注）欄を参照

番号	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1 開 発 許 可 申 請 書 等 関 係 書 類	(10)	法第34条各号該当証明書类等 市街化調整区域内の許可申請で、法第34条各号のいずれかに該当する場合は、該当理由書及びその内容を証明又は説明する下記の書類を添付
		第1号 ＜公益上必要な建築物＞ - 施設に関する調書 施設の概要、規模、法的位置付け（関係部局への照会用図書） - 事業計画に関する調書 申請者の資格、能力等 ＜日用品販売店舗等＞ - 建物平面図（規模基準に応じた各面積を明示） - 販売、加工、修理等の業務内容 - 販売店舗については納入先の納品等についての証明書 - 立地の基準図（申請地周辺の人家分布図等）
		第2号 ＜資源の活用＞ - 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 - 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 - 施設の配置図
		第4号 ＜農林漁業用施設＞ - 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 - 生産地との関係、取扱量
		第6号 ＜中小企業団地＞ - 全体計画図 - 事業の概要の説明
		第7号 ＜関連工場＞ - 既存工場に関する調査 業種、業態、工程、原料、製品名 - 申請工場に関する調査 業種、業態、工程、原料、製品名 - 両工場の作業工程における関連 - 両工場間の取引高及び全体との比率 - 原材料製品等に関する輸送計画 - 地場産業については周辺同種工場の分布の状況図
		第8号 ＜危険物の処理・貯蔵＞ - 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）に関する調書 - 申請地に関する調書 - 建築物等に関する図面 規模、構造、配置、設備等 - 火薬類取締法による許可が別途必要

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1	(10)	第8号の2	・ 移転計画書 ・ 従前建築物等の位置図（都市計画図（1/2, 500）） ・ 方位、災害レッドゾーンの区域及び種別 ・ 従前建築物等の敷地の境界（朱書き） ・ 市街化区域と市街化調整区域の境界 ・ 確約書 ・ 代替建築物等の建築又は建設後に従前建築物等を確実に除却すること及び具体的な除却の期限 ・ 他の申請又は許可に係る従前建築物等になっていないこと ・ 同意書 ・ 法第34条第8号の2に係る従前建築物等として申請することについての従前建築物等の所有権その他の権利を有する者の同意 ・ 同意書の印は実印とし、印鑑証明を添付 ・ 申請者が従前建築物等の所有者の相続人その他の一般承継人又はその権利を有する者である場合は、所有者との関係性を証する書面（戸籍、住民票等） ・ 従前建築物等を売買によって取得する場合は、売買契約書の写し ・ 従前建築物等の敷地内の土地が明示された地図証明書（公図の写し） ・ 法務局で交付される地図証明書（公図）に従前建築物等の敷地の境界を朱書きで表示 ・ 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付 ・ 従前建築物等の敷地内の土地及び建物の登記事項証明書 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付 ・ 従前建築物等の配置図（S=1/500以上） ・ 方位、災害レッドゾーンの区域及び種別 ・ 従前建築物等の敷地の境界（朱書き）及び敷地面積 ・ 従前建築物等の位置、用途、階数及び床面積の合計 ・ 従前建築物等の平面図（S=1/100程度） ・ 方位、各室の用途名 ・ 設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入 ・ 従前建築物等の敷地面積及び床面積の求積図

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1	(10)	第9号	<道路管理施設、沿道サービス施設> ・ 前面道路に関する調書 幅員、車線数、交通量、路線名等 ・ 収容能力に関する調書（休憩所） 駐車台数・客席数等 ・ 建築物等に関する図面 配置・平面・緑化計画・車輛の出入り・駐車場等 ・ 事業計画に関する調書 申請建物の営業内容、申請者の能力等 <火薬類の製造所> 第8号に同じ
		第10号	・ 地区計画及び地区整備計画の内容が確認できる計画書及び計画図
		第11号	・ 連たん状況図 ① 開発区域区域図に50以上の建築物の連たん状況について、1～50までの番号及び各敷地単位の境界を明示 ② 敷地間距離が50mを超える場合は、その距離を記入 ・ 現在の居住地を退去し申請地に住宅を建築しなければならない理由 ・ 申請地以外に自己用住宅を申請者が所有していないことを証する書類
		第13号	<既存の権利者> ・ 既存の権利者の届出書受理通知書の写し
		第14号	・ 「第四編 各行政庁編 開発審査会資料作成要領」を参照
	(11)	設計説明書	・ 指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記入 ・ 土地利用計画欄のその他の備考欄は具体的に記入
	(12)	従前の公共施設一覧表	・ 開発行為に関係がある従前の公共施設（開発区域内にあるもののほか開発区域外にあって開発行為の実施に伴って付替え又は廃止されることとなるもの、その他開発行為の実施に伴って影響を受けるものを含む）について、指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記入 ・ 公共施設とは、道路、公園、下水道、広場、緑地、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設
	(13)	新設する公共施設一覧表	・ 開発行為又は開発行為に関する工事（接続道路等の工事）により新設される公共施設について指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記入
	(14)	付替えに係る公共施設一覧表	・ 開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に替えて、新たな公共施設が設置されることとなる場合は、指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記入
	(15)	公共施設の管理者の同意書	・ 主として道路の接続と排水同意。道路の接続、付替、廃止、占用又は上水道、下水道、公園、河川構造物、河川占用、河川排水、官三廃止及び官三付替等について管理者の同意を得ること※管理者の実印は不要
	(16)	公共施設の管理者との協議書	・ 道路の新設、接続、付替、廃止、占用又は上水道、下水道、公園、河川構造物、河川占用、河川排水、官三廃止及び官三付替等で新設する公共施設について、管理者と設計・管理・土地の帰属・費用の負担・支払時期等について協議を行い、協議事項を記載した協議書を作成

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1 開 発 許 可 申 請 書 等 関 係 書 類	(17)	開発区域内の 権利者の一覧表	・ 開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者のすべてを、指定用紙の（注）欄を参照のうえ、必要事項を記入 ※「妨げとなる権利」とは ・ 土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、採石権等 ・ 土地が保全処分の対象となっている場合、その保全処分をした者又は工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、土地改良施設のある場合はその管理者
	(18)	開発行為施行等の 同意書	・ 指定用紙の（注）欄を参照のうえ作成 ・ 開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者（上記「開発区域内の権利者一覧表」に記載した者）の同意 ・ 同意書の印は実印とし、印鑑証明を添付 ・ 公有地（里道・水路等）に関するものは、「公共施設の管理者との協議書」に含まれるため、この同意書には記入しない
	(19)	開発区域内の土地の 登記事項証明書	・ 申請地の登記事項証明書を添付 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付
	(20)	開発区域内の土地の 地図証明書 （公図の写し）	・ 開発区域の町名・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に開発区域の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで着色 ・ 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付 ・ 開発区域が接続する道路及び水路の区域内に地番が付された土地がある場合は、当該土地の所有者が確認できる登記事項要約書（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した不動産登記情報でも可）を添付

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
2 開 発 許 可 申 請 設 計 図 書 等 関 係 書 類	(1)	開発区域位置図 (S=1/10,000)	- 都市計画図 (1/10,000) に、次の事項を明示 - 方位 - 開発区域 - 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置・名称 - 開発区域内において排水される雨水の流末河川への経路 - 用途地域及びその他の規制区域等
	(2)	開発区域区域図 (S=1/2,500)	- 相当範囲の外周区域を包括した図とする - 都市計画図 (1/2,500) に、次の事項を明示 - 方位 - 開発区域の境界 (朱書き) - 接続先道路、排水の一次放流先水路
	(3)	現況図 (S=1/1,000以上)	- 相当範囲の外周区域を包括した図とする - 明示事項 - 方位 - 開発区域の境界 (朱書き) - 地形 (等高線は2mの標高差を示すこと) - 開発区域内外の現地盤の高さ - 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置並びに形状 - 令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況 - 令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況 - 開発行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件
	(4)	土地利用計画図 (S=1/1,000以上)	- 明示事項 - 方位 - 開発区域の境界 (朱書き) - 公共施設及び公益的施設の位置及び形状、その他構造物の位置 - 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び建築基準法上の区分 - 排水施設の水の流れの方向 - 予定建築物の位置、用途、敷地の形状及び面積 - 樹木又は樹木の集団の位置 - 緩衝帯の位置、形状及び幅員 - 法面 (がけを含む) の位置、形状及び勾配 - 凡例 (構造物種別で着色表示) - この図面は開発登録簿の図面として保存され、一般の閲覧に供されるため、明確に表示
	(5)	開発面積求積図 (S=1/1,000以上)	- 現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示 - 明示事項 - 方位 - 開発区域の全面積 - 設計説明書の土地利用計画欄の道路、公園、広場等の公共施設用地や公益的施設用地等を区別した面積 - 敷地が複数となる場合、各区画ごとの求積

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
2	(6)	造成計画平面図 ($S=1/500$ 以上)	・ 現況線を細線で記入（等高線は2mの標高差を示すこと） ・ 切土部を淡黄色、盛土部を淡緑色で着色表示、道路、擁壁、法面、公園等を色別で表示 ・ 明示事項 ・ 方位 ・ 開発区域の境界（朱書き） ・ 法面（がけを含む）の位置、形状、勾配 ・ 擁壁等構造物の位置、形状、延長、寸法 ・ 開発道路の位置、延長、幅員、勾配 ・ 開発道路の中心線とその測点、計画高 ・ 敷地の形状及び計画高 ・ 公園緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形状規模及び名称 ・ 縦横断線の位置 ・ 宅地の計画高 ・ ベンチマークの位置と高さ ・ 凡例（構造物種別で着色表示）
	(7)	造成計画縦横断面図 ($S=1/300$ 以上)	・ 現況線を細く、計画線を太く表示 ・ 区域外の地形も含んだ断面を表示 ・ 特に周囲の人家等の防災上重要な場所については別に断面図を表示 ・ 明示事項 ・ 測点（測点間隔30m以内） ・ 区域境界位置 ・ 基準線（D. L） ・ 現地盤面と計画地盤面及びそれぞれの地盤高 ・ 法面（がけを含む）の位置、形状、勾配 ・ 擁壁、道路の位置、形状 ・ その他工作物の位置、形状 ・ 現地盤面の段切の位置及び形状 ・ 盛土の転圧方法
	(8)	排水施設計画平面図 ($S=1/500$ 以上)	・ 放流先の図示に必要な範囲の外周区域を包括すること ・ 明示事項 ・ 方位 ・ 開発区域の境界（朱書き） ・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、延長、勾配 ・ 流水方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先河川、水路の名称、位置、形状 ・ 流量計算書との照合符号 ・ 道路、公園その他の公共施設、公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 ・ 汚水処理場の位置、形状 ・ 凡例（排水構造物種別で着色表示）

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
2	開発許可申請設計図書等関係書類	(9) 給水施設計画平面図 ($S=1/500$ 以上)	- 方位 - 開発区域の境界（朱書き） - 給水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法 - 取水方法及び位置 - 消火栓の位置、種類及び規模 - ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置、形状及び規模
		(10) 排水施設縦断面図 (横 $S=1/500$ 以上) (縦 $S=1/300$ 以上)	1 ha 未満の開発行為の場合この図面は省略できるが、落差工のある場合は添付 - 明示事項 - 測点（測点間隔20m以内） - 排水施設の延長、寸法、勾配 - 排水施設高 - 基準線（D. L） - 人孔種類、位置・記号 - 人孔間距離
		(11) 道路縦横断面図 ＜縦断面図＞ (横 $S=1/500$ 以上) (縦 $S=1/300$ 以上) ＜横断面図＞ ($S=1/200$ 以上)	1 ha 未満の開発の場合この図面は省略できるが、道路勾配が急な場合は縦断面図を添付 - 明示事項 ＜縦断面図＞ - 測点（測点間隔20m以内） - 勾配（%） - 現地盤高 - 計画地盤高 - 単距離及び追加距離 - 切盛高 - 曲線 - 基準線（D. L） ＜横断面図＞ - 路面、路盤の詳細 - 人孔の形状（点線にて記入） - 雨水桝及び取付管の形状 - 道路側溝の位置、形状寸法 - 埋設管の位置 - 道路横断勾配 - 幅員
		(12) がけの断面図 ($S=1/50$ 以上)	- 現況を細く、計画線を太く表示 - 明示事項 - がけの高さ及び勾配 - 土質（土質種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） - がけ面の保護の方法 - 区域境界の位置 - 現地盤面

番号		申請図書	明示すべき事項及び作成要領
2 開 発 許 可 申 請 設 計 図 書 等 関 係 書 類	(13)	擁壁の断面図 ($S=1/50$ 以上)	・ 擁壁の種類、構造、寸法、勾配等の詳細図 ・ 鉄筋コンクリート造のときは配筋図 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 ・ 基礎地盤の土質 ・ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・ 擁壁を設置する前後の地盤面 ・ 施工目地及び伸縮目地の位置、隅角補強の構造及び寸法 ・ 裏込めコンクリートの寸法
	(14)	排水施設構造図 ($S=1/50$ 以上)	・ 鉄筋コンクリート造のときは配筋図 ・ 排水施設の種類、構造、寸法、枳の泥溜め深さ等詳細図 ・ 放流先河川、水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位）、吐口の高さ ・ 幹線排水路縦断面図
	(15)	道路構造図 ($S=1/50$ 以上)	・ 道路の幅員構成 ・ 横断勾配（%） ・ 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 ・ 側溝及び埋没管等の位置、形状及び寸法
	(16)	工作物の構造図 ($S=1/50$ 以上)	・ 橋梁、ボックス、貯水施設、ガードレール、消防水利施設、終末処理施設等について作成 ・ 明示事項 ・ 鉄筋コンクリート造のときは配筋図 ・ 施設の名称及び記号 ・ 施設の寸法、材料の詳細
	(17)	擁壁の構造計算書	・ 高さ1mを超える鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置するとき添付 ・ 計算方法等は「第二編 技術的基準編」による
	(18)	排水の流量計算書 及び流量計算表	・ 雨水、汚水等の流量計算については「第二編 技術的基準編」により計算し、流量計算表により整理 ・ 既存水路等の通水能力を示す計算書の添付を必要とする場合がある
	(19)	予定建築物の平面図 ($S=1/100$)	・ 予定建築物の用途が分譲用地以外の場合は原則添付 ・ 方位、各室の用途名を明示 ・ 設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入
3その他		上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	・ 知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

4 みなし 許可関係 書類	設計者の資格に関する申告書 (盛土規制法用)	「高さが5 mを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置」の場合は添付 - 設計者の資格に応じた土木又は建築の技術に関する実務経験（必要年数以上）を記入 - 設計者の資格を証する書類を添付
	盛土・切土等に関する工事の概要書	指定用紙の（注）欄を参照
	工事工程表	- 提出先（県又は市）の参考様式 - 盛土規制法に基づく定期の報告を要する規模の場合は添付 - 定期の報告の時期を明示 - 中間検査を要する場合、予定時期を明示
	丈量図	- 明示事項 - 方位 - 土地の全面積（盛土・切土に関する工事の概要書(5)に該当する面積） - 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） - 盛土又は切土をする土地の面積（盛土・切土に関する工事の概要(10)ロに該当する面積） - 各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	盛土規制法の技術的基準を確認するための図書	添付を求める場合がある書類の例 - 土量計算書 - 各種検討資料及び関係図面 等

※2 (6)から(16)までに掲げる図書は、複数の図書を兼ねて作成することも可能です。その場合、図書名称に、兼ねた図書をすべて明示してください。

(3) 開発許可申請書等様式（記入例）

正

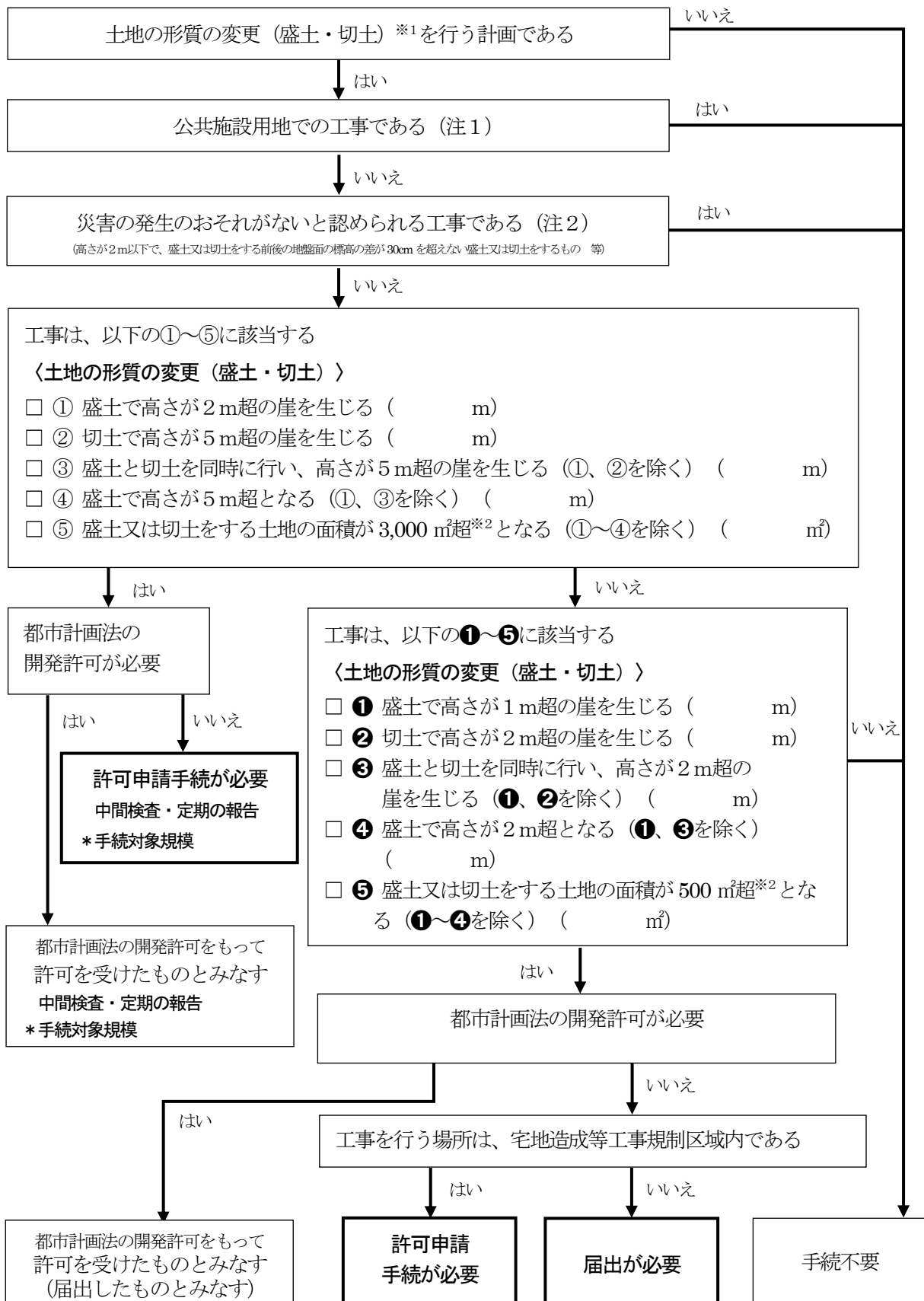
開発行為許可申請書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※手数料欄	
		区分	金額
		自己の居住用	
		自己の業務用	
		その他用	
岡山県知事（〇〇市長）殿		〇〇年〇〇月〇〇日	
許可申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地			
申請者の連絡先 氏名又は名称 〇〇 〇〇			
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番、〇番、〇番地先道、〇〇番地先から〇〇番地先まで水路
	2	開発区域の面積	〇〇〇. 〇〇 m ²
	3	予定建築物等の用途	〇〇〇〇〇〇〇〇
	4	工事施行者住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	5	工事着手予定年月日	年 月 日 (許可の日から か月以内)
	6	工事完了予定年月日	年 月 日 (許可の日から か月以内)
	7	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他
	8	法第 34 条の該当号及び該当する理由	都市計画法第 34 条第〇〇号 該当 (該当項目 〇〇〇〇〇〇〇〇)
	9	その他必要な事項	「市街化区域 (〇〇地域)、非線引都市計画区域 (〇〇地域/用途指定なし)、都市計画区域外」「盛土規制法 (みなし許可)」等を記入
※ 受付年月日		年 月 日 (登録番号 第 号)	
※ 許可に付した条件		都市計画法第 79 条の規定に基づき、次の条件を附して許可する。 (1) 開発許可を受けた者は、許可の日から 3 年以内に開発区域の全部について開発行為に関する工事を完了しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。なお、この期間内に工事が完了しない場合、知事は都市計画法第 81 条第 1 項第 3 号の規定に該当するとして、許可を取り消すことがある。 (2) 開発行為に関する工事を廃止した場合は、環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上必要な措置を講じなければならない。	
※ 許可番号		年 月 日 第 号	

(注)

- 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 津波防災地域づくりに関する法律 (平成 23 年法律第 123 号) 第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印欄は記入しないこと。
- 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更〈盛土・切土〉）



※¹ 通常の営農行為（注3）の範疇にある耕起等やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。

※² 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注1・2・3について宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き P1-13「1.8.2 第一編 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」を参照してください。

別記様式第三（第十六条関係）

資 金 計 画 書

1 収 支 計 画

(単位：千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		○ 千円/㎡
	宅 地 処 分 収 入	50,000	
	補 助 負 担 金		
	自 己 資 金	150,000	250,000 (収入)
	借 入 金	100,000	>182,500 (支出)
	計	300,000	
支 出	用 地 費	100,000	○ 千円/㎡
	工 事 費	80,000	○ 千円/㎡
	整 地 工 事 費	40,000	
	道 路 工 事 費	25,000	
	排 水 施 設 工 事 費	10,000	182,500
	給 水 施 設 工 事 費	4,500	
	公 園 施 設 工 事 費	500	
	附 帯 工 事 費	2,000	○ 千円/㎡
	事 務 費	500	
	借 入 金 利 息	500	
	借 入 償 還 金	100,000	
	計	283,000	

(注) 1 この計画書は、盛土規制法の許可を要しない規模であり、かつ、「自己の居住」又は「1ha 未満の自己の業務」の用に供する目的で行う開発行為については必要ありません。

2 上記以外の科目がある場合は適宜記入してください。

3 収入欄の金額は裏付けとなる書類を添付してください。盛土規制法の許可を要する規模であり、「自己の居住」又は「1ha 未満の自己の業務」の用に供する目的で行う開発行為については、盛土規制法による定期の報告を要する規模の場合に添付してください。(例：銀行等からの融資証明書)

資 金 計 画 書

2 年度別資金計画

(単位：千円)

科目 \ 年度		〇〇年度	〇〇年度	年度	年度	年度	年度
収入	自己資金	100,000	50,000				
	借入金	50,000	50,000				
	処分収入 宅地処分収入		50,000				
	補助負担金						
	計	150,000	150,000				
支出	事業費	150,000	33,000				
	用地費	100,000					
	工事費	49,500	30,500				
	附帯工事費		2,000				
	事務費	300	200				
	借入金利息	200	300				
	借入償還金		100,000				
	計	150,000	133,000				
借入金の借入先		〇〇銀行	〇〇銀行				

申請者の資力及び信用に関する申告書

〇 年 〇 月 〇 日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

氏 名 又 は 名 称 代表取締役 〇〇 〇〇

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 12 号の規定による資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 設 立 年 月 日	〇年 〇月 〇日		2 資 本 金	〇,〇〇〇 千円		
3 法令による登録等	建設業の許可 宅地建物取引業の免許 建築士事務所の登録 浄化槽工事業の登録 解体工事業の登録 産業廃棄物処理業の許可 採石業の登録 砂利採取業の登録 岡山県の入札参加資格名簿への登録	☐ 有（※有の場合は登録番号等を記入） ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 有（ ☐ 測量及び建設コンサルタント業務等 ☐ 役務（業務委託）	☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無 ☐ 無			
4 従 業 員 数	〇 人（うち土木建築関係技術者 〇 人）					
5 前 年 度 事 業 量	〇,〇〇〇 千円		6 資 産 額	〇,〇〇〇 千円		
7 前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 〇,〇〇〇 千円		事業税 〇,〇〇〇 千円			
8 主たる取引金融機関	〇〇銀行					
9 役 員 略	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格 , 免 許 , そ の 他	
	代表取締役	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇		
	取締役	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	一級土木施工管理技士	
	//	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	一級建築士	
	//	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	宅地建物取引士	
	監査役	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇		
10 宅 地 造 成 経 歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積 (㎡)	許 認 可 年 月 日 番	工事着手, 完了年月
	〇〇タウン	〇〇建設(株)	〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日 第 〇〇〇 号	〇年〇月着手 〇年〇月完了
	〇〇団地	〇〇土木(株)	〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日 第 〇〇〇 号	〇年〇月着手 〇年〇月完了
	〇〇団地	(株)〇工務店	〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日 第 〇〇〇 号	〇年〇月着手 〇年〇月完了

(注) 1 この申告書は、自己の居住又は1ヘクタール未満の自己の業務の用に供する目的で行う開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第

- 12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）については、必要ありません。
- 2 「3」欄には、建設業法に基づく建設業の許可、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許、建築士法に基づく建築士事務所登録、浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可、採石法に基づく採石業の登録、砂利採取法に基づく砂利採取業の登録について記入し、有の場合は、登録番号等を記入するとともに、その許可証等の写しを添付してください。また、岡山県の入札参加資格名簿への登録は、測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿、入札参加資格者名簿（役務（業務委託））のいずれかの登録の有無を記入し、有の場合は、名簿の種類を記入してください。
 - 3 「10」欄には、宅地造成工事に類似した工事についても記入してください。
 - 4 暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付してください。
 - 5 法人にあっては、最近の事業年度における財務諸表及び法人税並びに法人事業税に関する納税証明書を添付してください。
 - 6 個人にあっては、最近の事業年度における所得税及び事業税に関する納税証明書を添付してください。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（法人の場合は、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ）を含む。）は、都市計画法に基づく開発許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（法人の場合は、役員を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（3）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

岡 山 県 知 事 様

申請者

住所

氏名

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

工事施行者の能力に関する申告書

○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県知事（〇〇市長）殿

申請者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

氏名又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇

（電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 13 号の規定による工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

1	工事施行者の住所、氏名 又は名称	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇				
2	設 立 年 月 日	○ 年 ○ 月 ○ 日	3 資 本 金	〇,〇〇〇 千円		
4	建設業法（昭和 24 年法律 第 100 号）による 建 設 業 の 許 可	許可 ○年 ○月 ○日	国土交通大臣 知 事		第 〇〇〇 号	
5	建設業法第 26 条による 主任技術者、住所、氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇				
6	従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
		○ 人	○ 人	○ 人	〇〇 人	
7	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 〇,〇〇〇 千円		事業税 〇,〇〇〇 千円		
8	主たる取引金融機関	〇〇銀行				
9 技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、その他	
	〇〇係長	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	一級土木施工管理技士	
	〇〇課長	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	一級建築士	
	〇〇部長	〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	宅地建物取引士	
10 宅 地 造 成 工 事 施 行 経 歴	注文主の氏名又は名称	元請 下請 の別	工事施行場所	面 積 (㎡)	許認可年月日	完了年月
	〇〇不動産(株)		〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
	(株)〇〇開発		〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
	〇〇不動産(株)		〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

- (注) 1 この申告書は、自己の居住又は1ヘクタール未満の自己の業務の用に供する目的で行う開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く）については必要ありません。
- 2 「4」欄の「国土交通大臣」又は「知事」は、該当する方を○で囲み、許可通知書（写し）を添付してください。
- 3 「10」欄は、宅地造成工事に類似した工事も記入してください。
- 4 工事施行者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付してください。

設計者の資格に関する申告書

〇 年 〇 月 〇 日

岡山県知事（〇〇市長）殿

設計者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇年〇月〇日

勤務先 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名又は
名 称 〇〇測量株式会社

（電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 ）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 31 条の規定による設計者の資格について、次のとおり
申告します。

1	該 当 資 格	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条		第1号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ 第2号			
2	資格に関する 最 終 学 歴	学 校 名	〇〇大学	所 在 地	〇〇市		
		学部名，専攻学科	土木工学科	修 業 年 月	〇年〇月 卒業 中退		
3	資 格 免 許 等	名 称	一級建築士	技術士			
		登 録 番 号 等	第〇〇〇号	（〇〇〇）部門 第〇〇〇号			
		取 得 年 月 日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	年 月 日		
4	実 務 経 歴	勤務先の名称	所 在 地	実 務 内 容	職 名	在 職 期 間	期間合計
		年 月～ 年 月（年月数）					
		〇〇測量	〇〇市〇〇	測量、設計、監督	〇〇	〇年〇月～ 〇年〇月（〇年〇月）	〇年〇月
						年 月～ 年 月（ 年 月 ）	
				年 月～ 年 月（ 年 月 ）			
5	設 計 経 歴	事 業 主 名	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積 (㎡)	設 計 年 月 日	
		〇〇不動産(株)	〇〇建設(株)	〇〇市〇〇	〇〇〇	〇年 〇月 〇日	
						年 月 日	
						年 月 日	

(注) 1 この申告書は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合に必要です。盛土規制法の許可を要する規模であり、かつ、「高さが5メートルを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置」の場合は、別途、盛土規制法による設計者の資格に関する申告書も添付してください。
2 「1」欄は、該当するものを○で囲んでください。
3 「3」欄は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による資格等について記入してください。
4 職務内容欄は、宅地開発の設計、工事の施行監理等を記入してください。
5 「5」欄は、開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の場合に記入してください。

(添付図書) 「2」及び「3」欄に記入した内容を証する書類

設 計 説 明 書

1 設計の方針	開発区域は、区画幹線街路（幅員〇m）によって県道〇〇線（幅員〇m）と連絡し、区画街路（幅員〇m）によって10区画に分割する。 1街区は平均20戸の一戸建て住宅用地に分割し、各敷地の平均面積は220㎡以上とする。														
2 開発区域内の土地の現況	地域地区	区 分	用 途 地 域								その他の地域地区				
		市 街 化 区 域 市街化調整区域 非 線 引 区 域 都市計画区域外	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、指定なし												
		盛土規制法 規制区域 宅地造成等工事 規制区域 特定盛土等規制 区域	災 害 危 険 区 域	地 す べ り 防 止 区 域	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	浸 水 被 害 防 止 区 域								
		内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外									
	地目等	土 地 の 地 目	宅地 農地 雑種地 山林 その他（ ）												
	公 共 施 設	道路 水路 その他（ ）													
3 土地利用計画		住 宅 用 地			公 益 的 施 設 用 地				公 共 施 設 用 地				その他	合 計	
		独 立	集 合	小 計	教 育 施 設	医 療 施 設	その他	小 計	道 路	公 園 広 場 緑 地	その他	小 計			
		面 積 (実測)	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇				〇〇
	比 率	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	100%
	備 考	総街区数 〇〇 総区画数 〇〇 平均面積 〇〇 最小面積 〇〇 最大面積 〇〇			幼稚園用地 小学校用地 集会所用地 〇〇〇㎡ 住宅予定戸数 計 画 人 口 〇〇戸 〇〇人				うち公園用地 〇〇〇㎡				法面等		
4 整備計画	付表1、付表2及び付表3のとおり														
5 令第23条の開発行為を行うに ついて協議すべき者の協議	義務教育施設の 設置義務者		水道事業者		一般送配電事業者 ・ 配電事業者		一般ガス導管事業者		鉄 道 事 業 者 ・ 軌 道 事 業 者						
	〇〇市教育委員会と 協議成立		〇〇市水道局と 協議成立												

- (注) 1 開発区域を工区に分割したときは、工区別の設計説明書を添付してください。
- 2 この説明書は、自己の居住の用に供する目的で行う開発行為については必要ありません。
- 3 「2」欄の「盛土規制法規制区域」欄、「災害危険区域」欄、「地すべり防止区域」欄、「急傾斜地崩壊危険区域」欄、「土砂災害特別警戒区域」欄及び「浸水被害防止区域」欄の「内・外」は、該当する方を○で囲んでください。
- 4 「2」欄の「地目等」欄は、該当するものを○で囲み、その他の場合は、括弧内に具体的に記入してください。
- 5 「3」欄の「公益的施設用地」欄は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う 20ha 以上の開発行為の場合に記入してください。
- 6 「5」欄の「義務教育施設の設置義務者」欄及び「水道事業者」欄は、開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為の場合に記入してください。また、「一般送配電事業者・配電事業者」欄、「一般ガス導管事業者」欄及び「鉄道事業者・軌道事業者」欄は、開発区域の面積が 40ha 以上の開発行為の場合に記入してください。
- 7 公益的施設とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 6 号及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 27 条の公益的施設をいいます。
- 8 公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。

付表1

従前の公共施設一覧表

従前の公共 施設の名称	図面上に 付した番 号	廃止付替 え幅等の 別	概 要			管 理 者		所 有 者		摘 要
			延長 (m)	幅員 (m) 又 は 管径 (cm)	面積 (㎡)	名 称	同意の 有 無	名 称	同意の 有 無	
道路	①	付替	〇.〇	〇.〇	〇.〇〇	〇市	有	〇市	有	
//	②	存置	〇.〇	〇.〇	〇.〇〇	//	//	//	//	

(注) 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
2 同一物件に管理者又は所有者が2人以上ある場合は、「摘要」欄にその旨を記入してください。
3 管理者と所有者が同一の場合には「所有者」欄には、記入しないでください。

付表2

新設する公共施設一覧表

新設する公共 施設の名称	図面上に 付した番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属	協議成立、 協議中の別	摘 要
		延長 (m)	幅員 (m) 又 は 管径 (cm)	面積 (㎡)				
道路	1号	〇.〇	〇.〇	〇.〇〇	〇市	〇市	協議成立	40 t
//	2号	〇.〇	〇.〇	〇.〇〇			//	
公園	①	—	—	〇.〇〇			//	
//	②	—	—	〇.〇〇			//	
消防の用に供する 貯水施設	[1]	—	—	1基			//	
付替後の道路	[2]	〇.〇	〇.〇	〇.〇〇			//	

(注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
2 概要欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
3 同一物件に管理者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
4 拡張の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要欄に記入してください。

付表3

付替えに係る公共施設一覧表

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における 従前の公共施設用地の帰属	摘 要
名 称	図 面 上 に 付 した 番 号	土地所有者 の 名 称	名 称	図 面 上 に 付 した 番 号		
道路	①	〇市	道路1号	1号	申請者	

(注) 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。
2 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する新設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

開発区域内の権利者の一覧表

物件の 種 別	所 在 ・ 地 番	面 積 (m ²)	権 利 の 種 別	権利者の氏名	同 意 の 有 無	摘 要	同意書との 対 照 番 号
田	○市○町 大字○字○番	0.00	所有権	〇〇 〇〇	有		1
//	// 〇番	0.00	//	//	//		1
畑	// 〇番	0.00	//	//	//		2
宅地	// 〇番	0.00	//	〇〇 〇〇	//		3
建物	// //	0.00	//	//	//	居宅	3
宅地	// 〇番	0.00	抵当権	〇〇銀行	//		4
合 計	関係権利者の総数	4		関係権利者の同意数		4	
	所有権者の総数	3		所有権者の同意数		3	
	借地権者の総数			借地権者の同意数			
	土 地 の 総 面 積	〇〇.〇〇	計 〇〇.〇〇	同意者所有地総面積		〇〇.〇〇	計 〇〇.〇〇
	借地権の目的となっ ている土地の総面積			同意者借地総面積			

- (注) 1 「物件の種別」欄には、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。
- 2 「権利の種別」欄には、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、採石権等の別を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、「摘要」欄にその旨を記入してください。
- 4 登記事項証明書を添付してください。

開 発 行 為 施 行 等 の 同 意 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

開発者 住 所 ○市○町○番地
 氏名又は名称 ○不動産株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 殿

権利者 住 所 ○市○町○番地

氏名又は名称 ○○ ○○ 印

(電話 ○○○—○○○—○○○○)

私が権利を有する次の物件についてあなたが開発行為又は開発行為に関する工事を施行することに同意します。

物件の種別	所在・地番	地 目	面積 (㎡)	権利の種別	摘 要	一覧表との 対照番号
土地	○市○町 大字○字○番	宅地	○○.○○	所有権		3
建物	//	居宅	○○.○○	//		

- (注) 1 「物件の種別」欄には、土地、建物、工作物等の種別を記入してください。
- 2 「権利の種別」欄には、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、採石権等の別を記入してください。
- 3 「面積(㎡)」欄には、物件が建築物の場合は、延床面積を記入してください。
- 4 同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書)を添付してください。

盛土規制法用

様式第6号（省令第7条関係）

設計者の資格に関する申告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

許可申請年月日以前の日付とする

岡山県知事（〇〇市長） 殿

設計者 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇

氏名 〇〇 〇〇

（生年月日 〇年 〇月 〇日生）

勤務先 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇 株式会社〇〇

氏名又は

名称

〇〇〇 〇〇〇

（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第13条第2項）（第31条第2項）の規定による設計者の

資格について、次のとおり申告します。

1	資格該当条文	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
2	資格に関する最終学歴	学 校 名	〇〇大学		所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇
		学 部 名 , 専 攻 学 科	〇〇学部〇〇学科		修 業 年 月	〇年 〇月 卒業中退
3	資 格 免 許 等	名 称	一級建築士		技術士	
		登 録 番 号 等	第 〇〇〇〇 号		(〇〇) 部 門	
		取 得 年 月 日	〇 〇 〇 〇 〇 〇		保有している建築士法等による資格や免許を記入し、資格証の写しを添付	
4	実務経歴	勤務先の名称	実 務 内 容	在 職 期 間	期間合計	
		〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇年 〇月～ 〇年 〇月 (〇年〇月)	◎年 ◎月	
		□□□	□□□□□□	□年 □月～ □年 □月 (□年□月)		
		△△△	△△△△△△	△年 △月～ △年 △月 (△年△月)		
		◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇	◇年 ◇月～ ◇年 ◇月 (◇年◇月)		

当てはまるものに○をする

当てはまる方に○をする

- (注) 1 この申告書は、「高さが5メートルを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置」の場合に必要です。
- 2 「1」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「3」欄は、建築士法（昭和25年法律第202号）、技術士法（昭和58年法律第25号）による資格等について記入してください。
- 4 実務内容欄は、土木又は建築の技術に関する実務経験を記入してください。

(添付図書)

「2」及び「3」欄に記入した内容を証する書類

盛土・切土等に関する工事の概要書

(1) 工事主住所氏名					
(2) 設計者住所氏名					
(3) 工事施行者住所氏名					
(4) 土地の所在地及び地番 土地の代表地点の緯度経度		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
(5) 造成等を行う土地の面積		平方メートル			
(6) 工事着手前の土地利用状況					
(7) 工事完了後の土地利用					
(8) 盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
(9) 土地の地形		溪流等への該当 有・無			
(10) 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止の措置					
ヌ その他 の 措置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
(11) その他必要な事項					

(注) 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入すること。
2 (1) 欄の工事主、(2) 欄の設計者又は(3) 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 (1) 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名ほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
4 (2) 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の欄に○印を付すこと。
5 (3) 欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
6 (4) 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
7 (8) 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
8 (9) 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
9 (11) 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

3 開発行為の着手届（県・市規則）

	提出書類	作成要領
1	開発行為の着手届出書	- 提出部数は、1部（県へ提出の場合は、市町村の窓口へ提出） - 届出者は、開発許可申請者を記入
2	工程表	- 工程別に作成した工事工程表を添付 - 開発区域の面積が1ha未満又は盛土規制法に基づく定期の報告を要する規模の場合は添付不要。
3	標識の設置状況写真	- 開発行為許可済標識の設置状況を明らかにする写真を添付 - みなし許可の場合、盛土規制法の標識の設置状況を明らかにする写真を合わせて添付

4 開発行為許可済標識様式

都市計画法による開発行為許可済標識	
許可年月日・番号	年 月 日 岡山県指令建指第 号 (登録番号 第 号)
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可を受けた者の住所氏名又は名称	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
工事施行者の住所氏名又は名称	(電話)
設計者氏名	
工事監理責任者氏名	
備考	

※標識の大きさは、横90cm以上、縦80cm以上とする

5 開発行為変更許可申請（法第35条の2、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	開発行為変更許可申請書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用、申請者用の3部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、2部
2	委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
3	変更対照表	変更項目について、変更前後の対照及び変更理由を明示
4	変更内容を示す図書	- 造成計画平面図で、変更箇所及び変更内容を明示 - 開発許可申請図書のうち、変更に係る図書を添付 - 変更前後を明示

6 開発行為軽微変更届（法第35条の2、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	開発行為軽微変更届出書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部
2	その他の資料	- 変更前後がわかる図書を添付 - 知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

7 申請書類修正申告書（県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	申請書類修正申告書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部を工事完了届に添付する ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部 ※提出時期については各市へ事前に確認すること。
2	その他の資料	- 修正前後がわかる図書を添付 - 知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

8 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請（法第37条、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	申請書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用、申請者用の3部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、2部 4欄は、承認申請に係る建築（建設）工事の期間を記入
2	委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
3	開発許可書の写し	
4	理由書	完了公告前に建築物又は特定工作物を建築しなければならない理由を詳細に記入
5	図面	建築物又は特定工作物との関係がわかる図面（土地利用計画図、造成・排水計画平面図、断面図等）を添付
6	建築物の立面・平面図 又は特定工作物の平面図 ($S = 1/100$)	設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入
7	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

9 開発行為に関する工事の廃止届（法第38条、則第32条、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	開発行為に関する工事の廃止届出書	- 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 - 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部
2	廃止の理由を記載した書類	廃止する理由を記載した書類を添付
3	当該土地の状況を記載した書類	廃止した時点の状況を記載した書類（図面等）を添付
4	今後の措置を記載した書類	損なわれた公共施設の機能回復のための措置、及び防災措置について詳細に記載した書類（図面等）を添付

10 地位の承継届（法第44条、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	地位の承継届出書 (一般承継)	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部
2	承継原因を証する書類	- 承継の原因が相続の場合は、承継後の戸籍謄本等 - 承継の原因が合併の場合は、合併後の法人の登記事項証明書

11 地位の承継承認申請（法第45条、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	地位の承継承認申請書（特定承継）	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用、申請者用の3部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、2部
2	開発行為施行等の同意書	必要事項を記載
3	承継の原因を証する書類	所有権その他権原を取得したことを証する書類
4	申請者の資力および信用に関する申告書	自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為は不要
5	工事施行者の能力に関する申告書	- 工事施行者が変わる場合に添付 - 自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為は不要
6	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

12 工事完了届・公共施設工事完了届（法第36条、則第29条、県・市規則）

	提出書類	作成要領等
1	工事完了届出書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部
2	公共施設工事完了届出書	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市へ提出の場合、1部 - 土地の帰属に関する必要書類について、必要に応じて提出
3	工事施行状況写真	- 工程が次に掲げる工程に至ったときは、床掘り、型枠及び配筋、裏込砕石、透水層、集水管又は暗渠等の形状及び位置等についての施行状況の写真を工事完了届と同時に知事（市長）に提出（1部） ① 擁壁、主要工作物等の基礎の床掘り又は型枠の組立てが完了したとき ② 擁壁その他の工作物等の配筋が完了したとき ③ 擁壁の高さが計画高の1/2の工程に達したとき ④ 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき ⑤ 盛土及び埋戻しに係る巻出し厚の計測と各層の転圧を行ったとき ⑥ その他工事完了後外部から確認できなくなる箇所が施工段階にあるとき
4	竣工写真	区域全体がわかる写真を添付（1部）
5	工事の各種データ	工事に行った各種のデータ（コンクリートの強度試験表、基礎杭の支持力表、舗設前の路盤の支持力表等）を必要に応じ添付（1部）
6	土地利用計画図 (S = 1/1,000)	- 完了時の土地利用計画図を提出（県：4部、岡山市：4部（5部必要な場合あり）、倉敷市：2部（3部必要な場合あり）、玉野市：3部、笠岡市：3部） - 構造物別に着色表示
7	確定測量図	分譲地の場合のみ、区画ごとの確定測量図を添付（県：1部、岡山市：3部、倉敷市：2部、玉野市：3部、笠岡市：3部）
8	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

13 予定建築物以外の建築又は特定工作物の建設の許可申請（法第42条、県・市規則）

	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1	予定建築物以外の建築又は特定工作物の建設の許可申請書	開発許可を受けた開発区域内において、完了公告があった後、予定建築物以外の建築又は特定工作物の新築等を行う場合の許可申請のとき、必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し、関係市町村開発許可担当課に県用、市町村用、申請者用の3部（岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市は2部）を提出
2	開発許可書の写し、検査済証の写し、開発登録簿の写し	
3	委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
4	法第42条該当理由書	
5	位置図 (S = 1 / 10, 000)	- 都市計画図（1/10, 000）を使用 - 方位 - 申請地の位置（朱書き） - 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称
6	区域図 (S = 1 / 2, 500)	- 都市計画図（1/2, 500）を使用 - 相当範囲の外周区域を包括した図面とする - 方位 - 申請地の位置（朱書き） - 接続先道路、排水の一次放流先水路
7	土地利用計画図 (S = 1 / 1, 000)	構造物別に着色表示
8	建築物の各階平面図 (S = 1 / 100)	設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入
9	既存建築物の各階平面図 (S = 1 / 100)	- 除却、改修部分も添付 - 設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入
10	開発区域内の権利者の一覧表	- 開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者のすべてを、指定用紙の（注）欄を参照のうえ、必要事項を記入 ※「妨げとなる権利」とは - 土地については、所有権、永小作権、地上権、貸借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、採石権等 - 土地が保全処分の対象となっている場合、その保全処分をした者又は工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、根抵当権、先取特権、土地改良施設のある場合はその管理者

	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
11	開発行為施行等の同意書	・ 指定用紙の（注）欄を参照のうえ作成 ・ 開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者（上記「開発区域内の権利者一覧表」に記載した者）の同意 ・ 同意書の印は実印とし、印鑑証明を添付 ・ 公有地（里道・水路等）に関するものは、「公共施設の管理者との協議書」に含まれるため、この同意書には記入しない
12	開発区域内の土地の登記事項証明書	・ 申請地の登記事項証明書を添付 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付
13	開発区域内の土地の地図証明書 （公図の写し）	・ 開発区域の町名・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に開発区域の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで着色 ・ 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 ・ 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付
14	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	・ 知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

14 開発許可完了公告後の土地利用の変更承認申請

	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1	開発許可完了公告後の土地利用の変更承認申請書	開発許可を受けた開発区域内において完了公告後、土地利用の変更を行う場合の承認申請のとき、必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し、関係市町村開発許可担当課に県用、市町村用、申請者用の3部（岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市は2部提出）を提出
2	委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
3	位置図 (S = 1 / 10,000)	- 都市計画図 (1/10,000) を使用 - 方位 - 申請地の位置（朱書き） - 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称
4	区域図 (S = 1 / 2,500)	- 相当範囲の外周区域を包括した図面とする - 都市計画図 (1/2,500) を使用 - 方位 - 申請地の位置（朱書き） - 接続先道路、排水の一次放流先水路
5	土地利用計画図 (S = 1 / 1,000)	- 変更前、変更後（2部）、新旧対照を添付 - 構造物別に着色表示
6	公共施設の管理者の同意書、協議書	公共施設を変更するとき、地元市町村との同意書及び協議書を添付
7	確定測量図	区画割りの変更及び住宅団地において土地利用計画図の変更の場合に添付
8	建築物平面図	- 法第34条第1号及び第9号に該当する建築物の該当項目の用途の変更を伴わずに、新築、改築するときの承認申請に添付 - 変更前、変更後を添付 - 設計者の氏名及び資格（建築士（一級・二級の別、登録番号）及び建築士事務所（事務所名、登録番号））を記入
9	污水处理施設の処理能力	污水处理施設の変更後の処理能力のわかる書類を添付
10	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

IV 建築許可申請図書の作成

1 建築許可申請図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を經由）
県用、市町村用、申請者用の3部を、市町村の窓口に出す
 - ② 岡山市、倉敷市及び玉野市に提出する場合
市用、申請者用の2部を、市に出す
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (4) 設計図は、「Ⅱ 設計図凡例」（P3-3）により作成してください。
- (5) 設計図面は、作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (6) 法第34条第14号に該当する場合は、次のとおり整理してください。
 - ① 原則として、開発審査会開催日の1ヶ月前までに、申請の内容が法第33条及び法第34条（開発審査会案件運用基準）に適合していることが確認できている（審査完了している）必要があります。
 - ② 開発審査会に付議するため、別途開発審査会資料を提出してください。（第四編 各行政庁編開発審査会資料作成要領）を参照
- (7) 法第43条第3項の建築協議図書は、建築許可申請に準じます。
- (8) 申請図書の様式は、県又は各市ホームページのダウンロードサイト（P3-4参照）をご利用ください。

2 建築許可申請図書一覧表及び作成要領

番号	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
1 建築許可申請書等関係書類	(1) 建築許可申請書	- 提出先（県又は市）の指定用紙の（注）欄を参照し作成 - 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部（計3部） ② 岡山市、倉敷市及び玉野市へ提出の場合、正本1部、副本1部（計2部） - 本文中（建築物・第一種特定工作物）及び（新築・改築・用途の変更・新設）のうち該当するものを○で囲む 1欄の土地の所在、地番は、登記事項証明書に記載のとおり、字名まで詳細に記入 1欄の面積は、実測面積を小数以下2位まで記入 4欄の理由欄は、法第34条各号のいずれかに該当する理由、及び建築許可の手続となる理由を簡潔に記入 ① 記入例：「建築物が50以上連たんしている土地の区域内で、線引き（昭和46.9.7）以前からの宅地に、開発行為を伴わず、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅を新築する。」 ② 記入例：「事前審査承認地（承認番号○）において、開発行為を伴わず、自己用住宅を新築する。」 - 事前審査承認地の場合、5欄に「建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。」を記入 - 申請等に係る土地の区域が、2以上の市町村にわたる場合は、副本（市町村用）を市町村の数に応じて追加
	(2) 委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX 番号等の連絡先を記入
	(3) 法第34条各号該当証明書類等	- 申請が法第34条各号のいずれかに該当することを示した理由書及びその内容を証明又は説明する書類を添付 「開発許可申請図書作成要領」の「法第34条各号該当証明書類等欄」に準ずる
	(4) 事前審査承認地の通知書の写し	開発審査会事前審査承認地における場合に添付
	(5) 同意書等	土地の所有権が申請者以外の場合は、同意書（承諾書）又は売買契約書の写しを添付
	(6) 土地登記事項証明書	- 新築以外の場合は、建物の登記事項証明書等を添付 - 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付
	(7) 敷地の地図証明書（公図の写し）	- 申請地の町名、地番、里道、水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に申請地の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで明示 - 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 - 市町村受付日前3ヶ月以内のものを添付

番号	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
2 建築許可設計図書等関係書類	(8) 位置図 (S = 1 / 10,000)	- 都市計画図 (1/10,000) に、次の事項を明示 - 方位 - 申請地の位置 (朱書き) - 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称
	(9) 区域図 (S = 1 / 2,500)	- 都市計画図 (1/2,500) に、次の事項を明示 - 方位 - 申請地の位置 (朱書き) - 接続先道路、排水の一次放流先水路 - 相当範囲の外周区域を包括した図とする
	(10) 敷地現況図 (S = 1 / 250)	- 明示事項 - 方位 - 敷地の境界 (朱書き) - 建築物の位置、用途、建築面積、延べ面積 - 法面 (がけを含む) の位置、形状、勾配 - 擁壁の位置 - 排水施設の位置、種類、排水方向及び放流先、最終宅内桝の位置 (寸法、泥溜め深さ) - 接続する道路名、有効幅員、道路の位置の指定を受けたものは指定番号、年月日
	(11) 敷地断面図 (S = 1 / 500以上)	- 次により、土地の形の変更の有無を明示 - 敷地境界位置 - 敷地の縦断及び横断 - 区域外の地形も含んだ断面 - 現地盤面と計画地盤面 (現況線は細く、計画線を太く表示) - 法面 (がけを含む) の位置、形状、勾配 - 擁壁、道路の位置、形状 - その他工作物及び土羽の位置、形状
	(12) 申請地の面積求積図 (S = 1 / 500以上)	- 明示事項 - 方位 - 申請区域の全面積 - 現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	(13) 予定建築物の平面図 (S = 1 / 100)	- 予定建築物の用途が分譲用地以外の場合は原則添付 - 設計者の氏名及び資格 (建築士 (一級・二級の別、登録番号) 及び建築士事務所 (事務所名、登録番号)) を記入
	(14) 上記以外で知事(市長)が必要と認める図書	知事 (市長) が必要と認める図書について、その求めに応じ提出

別記様式第九（第三十四条関係）

正 建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により を申請します。				（建築物 第一種特 定工作物） の （新築 改築 用途の変更 新設） の許可		※ 手数料欄	
岡山県知事（〇〇市長） 殿				年 月 日			
許可申請者 住所							
氏名又は名称							
(電話)							
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		(地目) (面積 m ²)					
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途							
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途							
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 12 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ニ若しくはホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載（該当するものを○で囲み必要事項を記入してください）及びその理由		イ・ロ・ハ		法第 34 条第（ 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12 ）号			
		令第 36 条第 1 項第 3 号		ニ	既存の権利の届出受理年月日・番号		年 月 日第 号
				ホ	事前審査承認地・分家・収用対象事業・従業員住宅・改築・その他		
		理由					
5 その他必要な事項							
※ 受付年月日		年 月 日 (登録番号 第 号)					
※ 許可に付した条件							
※ 許可番号		年 月 日 岡山県指令建指第 号					

- (注) 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

V 開発行為又は建築等に関する証明書（60条証明）の交付申請図書の作成

1 申請図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、正本、副本の2部です。（県へ申請する場合、直接県の窓口へ提出してください。）
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4判（29.7cm×21.0cm）としてください。
- (4) 設計図面は、作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (5) 設計図書は、原則として、建築確認申請図書と同じものとしてください。

2 申請図書一覧表及び作成要領

	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
(1)	証明書交付申請書	- 様式は、岡山市とそれ以外（県、倉敷市、玉野市及び笠岡市）で異なります（P3-45～） ※欄は、記入しないこと □印欄は、該当のものにレ印を記入 - 敷地の所在欄は、登記事項証明書に記載のとおり、字名まで詳細に記入 - 敷地面積、建築物の面積は、小数以下2位まで記入 - 敷地面積は、次のとおり記入 ① 道路後退がある場合、後退前の面積を「土地全体」に記入し、後退後（確認申請）の面積を「申請」に記入する ② 法第29条第1項第11号該当の改築の場合、登記事項証明書に記載の面積とする（「登記面積〇〇㎡、実測〇〇㎡」などの併記可） - その他必要事項欄の記入例 ＜法第29条第1項第2号、第2項第1号該当の場合＞ （例1）自作地が1,000㎡未満の場合のみ 「借入地：〇〇㎡、〇年間（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）」 「自作地：〇〇㎡、借入地：〇〇㎡、〇年間（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）」 （例2）連名申請の場合（耕作者以外を含む場合） 「耕作者：〇〇〇〇、世帯員：〇〇〇〇」 ＜法第29条第1項第11号、第2項第2号該当の場合＞ （例3）「都市計画法上の改築」 （例4）「線引（S〇〇. 〇. 〇）前より建築されていた専用住宅」 （例5）「線引（S〇〇. 〇. 〇）前より建築されていた〇〇で、基準時の床面積〇㎡の1.5倍以内のもの」 ＜法第29条第1項第1号該当、第2項の政令の規模（1ha）未満の場合＞ （例6）「開発行為の面積が〇〇㎡未満のもの」
(2)	委任状	- 申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付 - 受任者の氏名、受任資格（行政書士又は建築士の別、登録番号）、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号・FAX番号等の連絡先を記入
(3)	位置図 (S = 1 / 10,000)	- 都市計画図（1/10,000）に、次の事項を明示 - 方位 - 申請地の位置（朱書き） - 市街化区域、市街化調整区域等の境界

	申請図書	明示すべき事項及び作成要領
(4)	区域図 ($S = 1/2,500$)	- 都市計画図 (1/2, 500) に、次の事項を明示 - 方位 - 申請地の位置 (朱書き) - 農家住宅の場合、申請地と農地の敷地相互間の距離 (10km 以内) 及び農地の面積 (10アール (1,000㎡) 以上)
(5)	配置図 ($S = 1/100$ 程度)	- 方位 - 敷地境界 - 敷地が接する道路名、有効幅員 - 建築物の位置、用途 - 建築面積、延べ面積等 (倉敷市のみ) - 放流先 (倉敷市のみ)
(6)	土地の登記事項証明書	- 申請地の登記事項証明書を添付 - 受付日前3ヶ月以内のものを添付 - 添付不要の場合あり (例: 農家住宅、農業用倉庫など ※これら以外については、申請窓口で確認すること)
(7)	申請地の地図証明書 (公図の写し)	- 申請地の町名・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書 (公図) に申請地の境界を朱書きで明示 - 法務局で取得した地図証明書 (公図) の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局 (一財) 民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨)、謄写 (又は取得) 年月日、作成者の氏名を明示 - 受付日前3ヶ月以内のものを添付 - 添付不要の場合あり (例: 農家住宅、農業用倉庫など ※これら以外については、申請窓口で確認すること)
(8)	建築物の各階平面図 ($S = 1/100$ 程度)	- 建築面積、延べ面積等 (県、岡山市、玉野市の場合) - 方位、各室の具体的な用途名 - 既存建築物の図面も添付 - 設計者の氏名及び資格 (建築士 (一級・二級の別、登録番号) 及び建築士事務所 (事務所名、登録番号)) を記入
(9)	敷地面積、建築面積及び床面積の求積図 ($S = 1/100$ 程度)	- 建築基準法第42条第2項の規定による道路後退がある場合は、道路後退前後の敷地面積の求積を明示 - 求積は、建築確認の審査機関と調整した方法により行うこと
(10)	理由書	- 開発許可等が不要である具体的理由 - 連名申請にする必要性を示す理由 (県・倉敷市のみ)
(11)	その他必要な図書類	- 法第29条第1項第2号、第2項第2号 (農家住宅等) の場合は、耕作証明書等を添付 - 線引前の建築物の「改築」、「増築」の場合は、土地の登記事項証明書、建物の登記事項証明書、固定資産課税状況、地図証明書 (公図の写し) 等を必要に応じ添付 - 法第29条第1項第3号、第2項第3号 (公益上必要な建築物) は、別に位置図、区域図、配置図、平面図等各2部ずつ必要な場合あり - 市街化区域、非線引都市計画区域、都市計画区域外の場合は、開発行為が規模基準未満であることを証する資料を添付

※ 作成要領の詳細については、各開発許可権者にお問い合わせください。

② 岡山市の様式

様式第24号（第22条関係）

課 長	課長補佐	係 長	主 任	課 員	担当者

下記により証明書を交付してよろしいか

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

正

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

（連絡先）

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の規定により、下記のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合している旨の証明を申請します。

敷地	敷地の所在				
	区域区分	○ 市街化区域 ○ 市街化調整区域			
開発行為	開発許可等の番号及び日付	登録番号 号 年 月 日 第 号			
	都市計画法第41条第1項の制限の内容				
建築行為	計画の概要	工事種別		敷地面積	m ²
		主要用途		棟別用途	
				建築面積	床面積
		申請部分	m ²	m ²	
		申請以外の部分	m ²	m ²	
その他必要事項					
※ 該当条項		都市計画法第 条 項 号			
※ 整理番号		第 号			
※ 証明番号		年 月 日 岡開第 号			

※ 手数料欄 (※) 印欄は、記入しないでください。